第1編 地震災害対策計画

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第2節 市の自然的、社会的条件

714 - 2		
頁	改正後	改正前
地震 1-5	第2 社会的条件	第2 社会的条件
	(略)	(略)
	2 土地利用	2 土地利用
	(略)	(略)
	(2) 市街化区域及び市街化調整区域	(2) 市街化区域及び市街化調整区域
	市における平成 28 年 11 月 1 日 現在での市街化区域及び市街	市における平 成 21 年 9 月 18 日 現在での市街化区域及び市街
	化調整区域は、次のとおりです。	化調整区域は、次のとおりです。
	表 市街化区域及び市街化調整区域	表 市街化区域及び市街化調整区域
	<u>平成 28 年 11 月 1 日</u> 変更 神奈川県告示第 <u>500</u> 号	平成 21 年 9 月 18 日 変更 神奈川県告示第 455 号 及び第 456 号
	市街化区域 <u>2,802</u> ha	市街化区域 2,797 ha
	市街化調整区域 <u>8,578</u> ha	市街化調整区域 8,609 ha
	3 交通	3 交通
	(1)公共交通機関	(1)公共交通機関
	市の鉄道は、JR東海道線新幹線の停車駅である小田原駅を	市の鉄道は、JR東海道線新幹線の停車駅である小田原駅を
	中心に、JR東海道本線、小田急小田原線、伊豆箱根鉄道大雄	中心に、JR東海道本線、小田急 電鉄 小田原線、伊豆箱根鉄道
	山線、箱根登山鉄道が配置されています。	大雄山線、箱根登山鉄道が配置されています。
	(略)	(略)

第1編 地震災害対策計画

第1章 地震災害対策の計画的な推進

第5節 計画の推進主体とその役割

頁	改正後	改正前
地震 1-18	第3 市民及び企業等の責務	第3 市民及び企業等の責務
	1 市民	1 市民
	ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、	ア 「自らの身は、自ら守る」という自主防災の観点から、
	3日分 <u>、推奨1週間分</u> の食料・飲料水、携帯トイレ、トイ	3日分の食料・飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー
	レットペーパー等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止	等の備蓄や家具・ブロック塀等の転倒防止対策の実施等の
	対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルールづ	予防対策、災害時の家族の連絡体制、行動についてのルー
	くり、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼	ルづくり等、自らが防災対策を行います。
	養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前	
	<u>の備え</u> 等、自らが防災対策を行います。	
地震 1-19	第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第4 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱
	(略)	(略)
地震 1-20	3 指定地方行政機関	3 指定地方行政機関
	(略)	(略)
地震 1-21	(10) 東京管区気象台(横浜地方気象台)	(10) 東京管区気象台(横浜地方気象台)
	ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表	ア 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表
	イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による	イ 気象業務に必要な観測 体制の充実 、予報や通信 等の 施設
	地震動に限る)、水象の予報及び警報 <u>等の防災</u> 情報の <u>発表、</u>	及び設備 の整備
	伝達 <u>及び解説</u>	ウ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による
	ウ 気象業務に必要な観測、予報 <u>及び</u> 通信施設の整備 <u>の努力</u>	地震動に限る)、水象の予報及び警報 ・注意報、並びに台

頁	改正後	改正前
	エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助	風、大雨、竜巻等突風に関する情報等の適時・的確な防災
	<u> </u>	機関への伝達、防災機関や報道機関を通じた住民への周知
	オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発 <u>の努力</u>	エ 気象庁が発表する緊急地震連報の利用の心得などの周
		知•広報
		オ 市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザ
		ードマップ等の作成 に関する技術的な支援・ 協力
		カ 災害の発生が予想されるときや災害発生時における県
		や市町村に対する気象状況の推移やその予想の解説等の
		実施
		キ 県や市町村、その他の防災関係機関と連携した防災気象
		情報の理解促進、防災知識の普及啓発 <u>活動</u>
	(11) 関東総合通信局	(11) 関東総合通信局
	ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の	ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の
	運営 <u>に関すること</u>	運営
	イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の	イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車の
	貸出し <u>に関すること</u>	貸出し
	ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確認するため、無	ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確認するため、無
	線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所	線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所
	等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措	等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置 (臨機の措
	置) の実施 <u>に関すること</u>	置)の実施
	エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提	エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提
	供 <u>に関すること</u>	供

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第1節 災害時情報収集・提供体制の拡充

頁	改正後	改正前
地震 3-1	災害時には、気象、水防、地震情報及び避難情報あるいは被害	災害時には、気象、水防、地震情報及び避難情報あるいは被害
	情報等各種の情報量が飛躍的に増大します。このため、これらの	情報等各種の情報量が飛躍的に増大します。このため、これらの
	各種情報を的確に把握し、処理、判断するとともに、関係機関及	各種情報を的確に把握し、処理、判断するとともに、関係機関及
	び市民に対して迅速、的確に伝達し、初動体制の確立を図る必要	び市民に対して迅速、的確に伝達し、初動体制の確立を図る必要
	があります。したがって、 <u>災害情報を一元的に把握し、共有する</u>	があります。したがって、情報の収集及び伝達に必要な防災情報
	<u>ことができる体制の整備を図るとともに、</u> 情報の収集及び伝達に	施設並びに通信施設の整備拡充を図ります。
	必要な防災情報施設並びに通信施設の整備拡充を図ります。	

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第2節 災害対策本部組織体制の拡充

頁	改正後	改正前
地震 3-3	第1 組織体制の充実等	第1 組織体制の充実等
	市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応	市は、被害の実態や被災後の時間経過に伴う対策の推移に即応
	できるよう、市災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。	できるよう、市災害対策本部等防災組織体制の充実を図ります。
	その際、専門的知見を有する職員の確保及び育成、参集基準の明	その際、専門的知見を有する職員の確保及び育成、参集基準の明
	確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集	確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集途上での情報収集
	伝達手段の確保等について検討します。	伝達手段の確保等について検討します。
	また、 <u>躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害</u>	また、県や防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定した市
	時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行	災害対策本部の運営訓練、市職員の緊急参集訓練や図上訓練を重

頁	改正後	改正前
	するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努め	ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。
	<u>るとともに、</u> 県や防災関係機関等と連携し、様々な場面を想定し	
	た市災害対策本部の運営訓練、市職員の緊急参集訓練や図上訓練	
	を重ね、非常時に臨機応変な対応がとれるよう努めます。	

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第3節 救助・救急、消火活動体制の充実

頁	改正後	改正前
地震 3-8	第5 広域応援体制の強化	第5 広域応援体制の強化
	市は、県、警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との	市は、県、警察、自衛隊、海上保安庁との協調、医療機関との
	連携等の強化を進めるとともに、広域消防相互応援や緊急消防援	連携等の強化を進めるとともに、広域消防相互応援や緊急消防援
	助隊等について円滑な要請・受入れ及び指揮が行えるよう体制を	助隊について円滑な要請・受入れ及び指揮が行えるよう体制を整
	整備します。	備します。

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第5節 避難対策

頁	改正後	改正前
地震 3-10	第1 避難場所の確保及び整備	第1 避難場所の確保及び整備
	(略)	(略)
	4 風水害避難場所	4 風水害等避難所
	風水害により災害の範囲が限定される場合 <u>に</u> 、小・中学校及び	風水害等により災害の範囲が限定される場合は、小・中学校及
	公共施設等の中から短期的な避難 <u>場</u> 所として選定します。	び公共施設等の中から短期的な避難所として選定します。
	5 土砂災害避難場所	5 津波一時避難施設(指定緊急避難場所)
	風水害(土砂災害)により災害の範囲が限定される場合に、公	津波を伴う地震が発生した場合、津波から一時的に避難するた
	共施設及び民間施設等の中から短期的な避難場所として選定しま	めの施設であり、協定を結んだ民間施設 (津波避難ビル) のほか、
	<u>す。</u>	公共施設を指定します。
		(略)
	6 津波一時避難施設(指定緊急避難場所)	
	津波を伴う地震が発生した場合、津波から一時的に避難するた	
	めの施設であり、協定を結んだ民間施設(津波避難ビル)のほか、	
	公共施設を指定します。	
	(略)	
地震 3-11	第4 市民への周知	第4 市民への周知
	市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避	市は、災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう、地域内の避
	難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ市民に周	難場所、避難経路、避難指示方法について、あらかじめ市民に周

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう	知するとともに、早期の自主避難の重要性について周知するよう
	努めます。	努めます。
	なお、一時避難場所、広域避難所、その他の避難所、 <u>風水害避</u>	なお、一時避難場所、広域避難所、その他の避難所、風水害等
	難場所、土砂災害避難場所、及び津波一時避難施設の各避難場所	避難所、及び津波一時避難施設の各避難場所の役割の違いや、避
	の役割の違いや、避難の際には発生するおそれのある災害から命	難の際には発生するおそれのある災害から命を守るために適し
	を守るために適した避難場所へ避難すること <u>、避難時の周囲の状</u>	た避難場所へ避難することについて、住民への周知徹底を図りま
	<u>況等により避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場</u>	す。
	<u>合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は「近隣の安全な</u>	
	場所」への移動または「屋内安全確保」を行うべきことについて、	
	住民への周知徹底を図ります。	

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第6節 要配慮者に対する対策

頁	改正後	改正前
地震 3-13	第1 避難誘導及び生活支援体制の整備	第1 避難誘導及び生活支援体制の整備
	1 避難行動要支援者名簿等の作成	1 避難行動要支援者名簿等の作成
	(略)	(略)
	ウ 名簿及び所在マップは避難行動要支援者個人のプライバ	ウ 名簿及び所在マップは避難行動要支援者個人のプライ
	シーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要	バシーに十分配慮し、平常時から、避難支援等の実施に必要
	な限度で、防災本部長(各自治会長)、消防機関及び民生	な限度で、防災本部長(各自治会長)、消防機関及び民生委
	委員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、	員・児童委員等の避難支援等関係者に配付します。なお、所
	所在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力の	在情報の更新については、民生委員・児童委員の協力のもと

頁	改正後	改正前
	もとに定期的に行 <u>うとともに、庁舎の被災等の事態が生じ</u>	に定期的に行います。
	た場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿	
	情報の適切な管理に努めます。	

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第8節 食料、飲料水及び生活必需品の供給対策

=	北 丁狄	ルナン
頁	改正後	改正前
地震 3-17	第3 防災倉庫及び地域内輸送拠点 (救援物資ターミナル) の整	第3 防災倉庫及び救援物資ターミナルの整備
	備	現在、市の公共施設や小・中学校等にコンテナ型防災倉庫や防
	現在、市の公共施設や小・中学校等にコンテナ型防災倉庫や防	災備蓄庫を設置し、食料、生活必需品の備蓄を図っています。防
	災備蓄庫を設置し、食料、生活必需品の備蓄を図っています。防	災倉庫等の設置について計画的な推進を図るとともに、備蓄物資
	災倉庫等の設置について計画的な推進を図るとともに、備蓄物資	は更新していきます。
	は更新していきます。	また、救援物資ターミナルを設置して救援物資、調達物資等の
	また、 <u>地域内輸送拠点(</u> 救援物資ターミナル <u>)</u> を設置して救援	受入れ、仕分け、在庫管理及び配送等を行うため、被災地や避難
	物資、調達物資等の受入れ、仕分け、在庫管理及び配送等を行う	所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。
	ため、被災地や避難所への的確かつ迅速な供給体制を確保します。	なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、
	なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入れは、	ヘリコプター臨時離着陸場にて行うものとします。
	ヘリコプター臨時離着陸場にて行うものとします。	

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第11節 緊急交通路及び緊急輸送道路等の確保対策

頁	改正後	改正前
地震 3-22	第11節 緊急輸送道路等の確保対策	第11節 緊急交通路及び 緊急輸送道路等の確保対策
	(略)	(略)
地震 3-23	第5 <u>地域内輸送拠点(</u> 救援物資ターミナル <u>)</u>	第5 救援物資ターミナル
	市外からの救援物資を一時的に集積し、広域避難所等への振り	市外からの救援物資を一時的に集積し、広域避難所等への振り
	分けをする <u>地域内輸送拠点(</u> 救援物資ターミナル <u>)</u> を指定し整備	分けをする救援物資ターミナルを指定し整備を図ります。
	を図ります。	

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第12節 建築物等対策(危険度判定、応急修理)

頁	改正後	改正前
地震 3-25	第1 被災建築物の震後対策	第1 被災建築物の震後対策
	1 応急危険度判定体制の整備	1 応急危険度判定体制の整備
	大規模地震により被災した建築物が余震等による二次災害に対	大規模地震により被災した建築物が 引き続き安全に居住でき
	して安全であるかどうかの判定活動を、応急危険度判定士(知事	るかどうか、また 、余震等による二次災害に対して安全であるか
	の認定を受けた民間建築士及び被災していない地域の行政職員	どうかの判定活動を、応急危険度判定士(知事の認定を受けた民
	等) の協力を得て行います。	間建築士及び被災していない地域の行政職員等) の協力を得て行
		います。

第1編 地震災害対策計画

第3章 災害時応急活動事前対策の充実

第17節 防災知識の普及

頁	改正後	改正前
地震 3-36	第2 児童・生徒に対する教育	第2 園児・児童・生徒に対する教育
	市教育委員会及び幼稚園、学校等は、児童・生徒に対して災害	市教育委員会及び幼稚園、学校等は、 園児・ 児童・生徒に対し
	に対する基礎的知識の習得を図るとともに、学校等で実施する防	て災害に対する基礎的知識の習得を図るとともに、学校等で実施
	災訓練においては、様々な災害に応じた具体的な行動を取り入れ	する防災訓練においては、様々な災害に応じた具体的な行動を取
	る等、防災教育の徹底に努めます。	り入れる等、防災教育の徹底に努めます。

第1編 地震災害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置、 第15節 津波対策

頁	改正後	改正前
地震 4-3	3 津波に関する情報	3 津波に関する情報
地震 4-4	(1) 津波に関する情報の種類及び発表基準	(1) 津波に関する情報の種類及び発表基準
(第1節)	気象庁は、次の種類と基準により津波に関する情報を発表し	気象庁は、次の種類と基準により津波に関する情報を発表し
	ます。	ます。
	ア 大津波警報・津波警報・注意報	ア 大津波警報・津波警報・注意報
	津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生	津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生
	してから約3分を目標に発表します。なお、日本近海で発	してから約3分を目標に発表します。なお、日本近海で発
	生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置や	生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置や
	マグニチュードが迅速に求められる地震については最速	マグニチュードが迅速に求められる地震については最速 2
	2 分以内を目標に発表します。	分以内を目標に発表します。
	表 <u>大津波警報・</u> 津波警報・注意報	表 津波警報・注意報
	予想される津波の高さ 巨大地震 数値での発表 (発表基準) の場合の 表現	予想される津波の高さ 巨大地震 数値での発表 (発表基準) の場合の 表現
	10m超 (10m<高さ) 大津波警報 10m (5m<高さ≦10m) 5m (3m<高さ≤5m) 巨大 沿岸部や川沿いにいる人 は、ただちに高台や避難ビ し、人は津波による流 ルなど安全な場所へ避難し れに巻き込まれる。	10m超 (10m<高さ)
	てください。津波は繰り返 し襲ってくるので、津波警 津波警報 3m (1m<高さ≦3m) 高い 高い 高い 場所がら離れないでください。 場所から離れないでください。 による流れに巻き込まれる。	でください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警 津波警報 3m (1m<高さ≦3m) 高い 高い 場所から離れないでください。 場所から離れないでください。 場所から離れないでください。 はい。
	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸か 海の中では人は速い流ら離れてください。津波注 れに巻き込まれる。養意報が解除されるまで海に 入ったり海岸に近付いたり 比がが流失し小型 しないでください。	海の中にいる人は、ただち に海から上がって、海岸か 海の中では人は速い流 う離れてください。津波注れに巻き込まれる。養 意報が解除されるまで海に 入ったり海岸に近付いたり しないでください。

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

				小田原	巾地域的災計團	
頁			改正	後		
	(昭各)					
	4 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達					
	(1)大津流	皮警報・津波	警報・注	意報の伝達		
	津波警報	報等の迅速、	確実な伝	達を行うため、	防災行政無線等	
	の情報伝達	達手段を活用	します。			
		表	津波予	報の標識		
	津波警報等	標	Į.		識	
	の種類	鐘	音	サイコ	ンン音	
	上、油、油、糖化土口			(約3秒)		
	大津波警報	• -•-•		0		. 4
		(連	点)	(約2秒)	(短声連点)	
	V+1 V+1 ### + II			(約5秒)		
	津波警報	(2 点		(約6秒)		
		(2 /::	<i>、)</i>	(約10秒)		
	津波注意報	0-0-0	•-•	(#1) 10 (by)	\sim	
	计以江总和	(3点と2点と		(約2秒)		
	津波予報	(-,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		(14-157		
	(若干の海		鳴鐘、	吹鳴しない。		
	面変動)					
	1 1					

4 情報の伝達系統

各機関は、地震及び津波に関する情報について、地震情報等の 受伝達系統図により迅速・的確に伝達します。

改正前(略)

◆資料 3-1: 地震及び津波に関する情報等の受伝達系統図

(略)

第1 津波情報の伝達

1 大津波警報・津波警報・注意報

気象庁は、次の種類と基準により大津波警報・津波警報・注意 報を発表します。

表 大津波警報・津波警報・注意報の種類及び実施基準

	予想される津波	の高さ		,
	数値での発表 (発表基	巨大地震 の場合の 表現	とるべき行動	想定される被害
	10m超(10m<高さ)		沿岸部や川沿いにいる人	木造家屋が全壊・流失
大津波警報	10m (5m<高さ≦10		は、ただちに高台や避難ビ	し、人は津波による流
	5m (3m<高さ≦5m	1)	ルなど安全な場所へ避難し	れに巻き込まれる。
津波警報	3m (1m<高さ≦3m	ョ) 高い	てください。津波は繰り返 し襲ってくるので、津波警 報が解除されるまで安全な 場所から離れないでくださ い。	標高の低いところでは 津波が襲い、浸水被害 が発生する。人は津波 による流れに巻き込ま れる。
津波注意報	Tm (20cm≦高さ≦	(表記 しない)	海の中にいる人は、ただち に海から上がって、海岸か ら離れてください。津波注 意報が解除されるまで海に 入ったり海岸に近付いたり しないでください。	れに巻き込まれる。養 殖いかだが流失し小型

頁		改正	後	
	津波警報等解除	● ● ●-● (1点2個と2点との班打)	(約10秒)	(約1分)
	各防災	体制の確立 関係機関は、情報伝達 等の協力が得られるよ 受伝達を可能とする組	こう連携を密に	するとともに、迅
	地震が場合において大津波	波警報・津波警報・注 発生し、有線電話が途 いては、受伝達系統図 警報・津波警報・注意 面監視及び報道の聴取	絶又はその使用](資料 3-1)に 試報等を伝達し	が著しく困難な に基づき、速やか
	地が 等ので もに、 なご 行い	震を感知した時、又は 情報を入手した時は、 、当該地震又は津波に お、海面状態の監視は	<u>大津波警報・</u> 直ちに海面状態 関する情報の	集を監視するとと 入手に努めます。

(ア)携帯電話、MCA無線、庁内LAN等を活用します。

(イ) 通信機材は日頃から訓練を行い、常に関係部局に連絡

できる体制を確保します。

- 改正前
- ア 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」旨又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について津波予報を発表します。
- イ 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前
- に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う 場合があります。
- ウ 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点 におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場 合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さ をいいます。
- 2 大津波警報・津波警報・注意報の受伝達
- (1) 大津波警報・津波警報・注意報の伝達 津波警報等の迅速、確実な伝達を行うため、防災行政無線等 の情報伝達手段を活用します。

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後		改正	三前
	(ウ) 職員伝達網等により勤務時間外であっても内部連絡ができる体制を整えます。		表 津波子	今報の標識
	<u>5</u> 情報の伝達系統 各機関は、地震及び津波に関する情報について、地震情報等の	津波警報等の種類	標 鐘 音	サイレン音
	受伝達系統図により迅速・的確に伝達します。	大津波警報	0-0-0-0	(約3秒)
	◆資料 3-1: 地震及び津波に関する情報等の受伝達系統図	津波警報	(連 点)	(約2秒) (短声連点) (約5秒)
地震 4-80地震 4-81(第15節)	第1 津波情報の伝達 津波情報の伝達については、「第1編 第4章 第1節 災害時 情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置 第1 地震及び津波 に関する情報の収集・伝達」を準用します。	津波注意報	(2 点)	(約6秒)
	で関する情報の収集・囚圧」を平用しよす。	津波予報 (若干の海 面変動)	(3点と2点との班打) 鳴鐘、	(約2秒) 、吹鳴しない。
		津波警報等解除	● ● ●-● (1点2個と2点との班打)	(約 10 秒) (約 1 分) (約 3秒)

頁	改正後	改正前
		(2)組織体制の確立
		各防災関係機関は、情報伝達系統、伝達先を再確認し、常に
		関係団体等の協力が得られるよう連携を密にするとともに、迅
		速な情報受伝達を可能とする組織体制の確立を図ります。
		(3) 大津波警報・津波警報・注意報等伝達要領
		地震が発生し、有線電話が途絶又はその使用が著しく困難な
		場合においては、受伝達系統図(資料 3-1)に基づき、速やか
		に大津波警報・津波警報・注意報等を伝達します。
		ア 海面監視及び報道の聴取
		地震を感知した時、又は津波警報・注意報等の情報を入
		手した時は、直ちに海面状態を監視するとともに、当該地
		震又は津波に関する情報の入手に努めます。
		なお、海面状態の監視は、市消防職員及び漁業関係者が
		行います。
		イ 内部連絡体制等の確立
		(ア) 携帯電話、MCA無線、庁内LAN等を活用します。
		(イ) 通信機材は日頃から訓練を行い、常に関係部局に連絡で
		きる体制を確保します。
		(ウ) 職員伝達網等により勤務時間外であっても内部連絡がで
		きる体制を整えます。
		◆資料 3-1: 地震及び津波に関する情報等の受伝達系統図

第1編 地震災害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

	即 次音時用報の収集 四连乙次音列來不即寺の故直	
頁	改正後	改正前
地震 4-9	第4 被害情報の収集・伝達	第4 被害情報の収集・伝達
	1 異常現象の通報	1 異常現象の通報
	(1) 市民及び災害通報責任者の通報義務	(1) 市民及び災害通報責任者の通報義務
	災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象(以下	災害が発生し、又は発生するおそれがある異常な現象(以下
	「異常現象」という。)を発見した者は、直ちに市長又は警察官	「異常現象」という。)を発見した者は、直ちに市長又は警察官
	<u>若しくは海上保安官</u> に通報します。	に通報します。
	(略)	(略)
	2 無線通信	2 無線通信
	(略)	(略)
地震 4-14	(5) 警察無線	
	警察無線の運用については、神奈川県警察無線運用規程に基	
	<u>づき行う。</u>	

第1編 地震災害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第3節 避難対策、 第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

		
頁	改正後	改正前
地震 4-24 第	第1 避難勧告・ 指示の実施責任者	第1 避難勧告・指示の実施責任者
1	避難勧告・指示	1 避難勧告・指示
	<u>市長は、</u> 避難のための立ち退きの勧告及び指示 <u>を</u> 、防災関係機	避難のための立ち退きの勧告及び指示 は、小田原警察署及び 防
関	目の協力を得て実施します。	災関係機関の協力を得て実施します。
	(1) 避難勧告・指示の実施責任者	(1) 避難勧告・指示の実施責任者
	(略)	(野各)
	※ 警察官は、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、指	※ 警察官等は、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、
	示のほか、状況に応じて、必要な警告を発する等の避難等の	指示のほか、状況に応じて、必要な警告を発する等の避難等
	措置をとることができます。	の措置をとることができます。
	(略)	(略)
地震 4-26 第	92 避難所の開設	第2 避難所の開設
1	避難所の開設場所	1 避難所の開設場所
	(略)	(略)
	(4) <u>風水害避難場所</u>	(4) 風水害等避難所
	風水害により災害の範囲が限定される場合 <u>に、</u> 小・中学校及び	風水害等により災害の範囲が限定される場合は小・中学校及
公	公共施設等の中から短期的な避難 <u>場</u> 所として選定します。	び公共施設等の中から短期的な避難所として選定します。

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	(5) <u>土砂災害避難場所</u>	(5) 県及び他市町村等の施設
	風水害(土砂災害)により災害の範囲が限定される場合に、公	
	共施設及び民間施設等の中から短期的な避難場所として選定しま	(野各)
	<u>‡.</u>	
	(<u>6</u>)県及び他市町村等の施設	
	(略)	
地震 4-35	第6 応急仮設住宅の <u>供与等</u> 及び住宅の応急修理計画 災害により住宅を失った被災者に対する応急仮設住宅の <u>供与</u>	第6 応急仮設住宅の 建設 及び住宅の応急修理計画 災害により住宅を失った被災者に対する応急仮設住宅の 建設 、
	<u>===</u> <u>等</u> 、及び被害を受けた住宅の応急修理を、次の計画により実施し	及び被害を受けた住宅の応急修理を、次の計画により実施しま
	ます。	す。
	 第 7	第7 要配慮者対策
	(略)	(略)
地震 4-37	2 避難生活への対応	2 避難生活への対応
	(略)	(略)
	 (5)福祉施設への収容	(5) 福祉施設への収容
	ア 広域避難所での対応が困難となった要配慮者について	アー広域避難所での対応が困難となった要配慮者について
	は、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカ	は、広域避難所運営委員会において保健師、ケースワーカ
	一等と協議し、次に掲げる福祉施設に家族単位により収容	一等と協議し、次に掲げる福祉施設に家族単位により収容
	します。	します。

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	(ア) 市社会福祉センター	(ア) 市社会福祉センター
	(イ) 市生きがいふれあいセンターいそしぎ	(イ) 市生きがいふれあいセンターいそしぎ
	(ウ) 市鴨宮ケアセンター	(ウ) 市鴨宮ケアセンター
	(工) 市前羽福祉館	(工) 市前羽福祉館
	(オ) 市下中老人憩の家	(オ) 市下中老人憩の家
	(h) 市立保育 <u>所</u> (6 施設)	(カ) 市立保育園 (江之浦保育園を除く 6 施設)

第1編 地震災害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第5節 食料、飲料水及び生活必需品等の調達・供給活動

頁	改正後	改正前
地震 4-50	第4 救援物資の受入れ	第4 救援物資の受入れ
	他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受入れは次	他自治体や企業・団体等から寄せられる救援物資の受入れは次
	の方法で実施します。	の方法で実施します。
	1 受入れ	1 受入れ
	救援物資は、 <u>地域内輸送拠点(</u> 救援物資ターミナル <u>)</u> で受 <u>け</u> 入	救援物資は、救援物資ターミナルで受入れます。なお、ヘリコ
	れます。なお、ヘリコプターにより緊急に輸送される物資の受入	プターにより緊急に輸送される物資の受入れは、ヘリコプター臨
	れは、ヘリコプター臨時離着陸場において行います。	時離着陸場において行います。
	2 受入れ方法	2 受入れ方法
	救援物資は、 <u>地域内輸送拠点(</u> 救援物資ターミナル <u>)</u> で受付け、	救援物資は、救援物資ターミナルで受付け、仕分け等の業務を
	仕分け等の業務を行います。	行います。

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	なお、個人からの救援物資については原則受 <u>け</u> 入れないものと	なお、個人からの救援物資については原則受入れないものと
	し、義援金による支援を呼びかけるものとします。	し、義援金による支援を呼びかけるものとします。
	ア 救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り義援金による	ア 救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り義援金による
	支援に替えます。	支援に替えます。
	イ 荷物には、物資の内訳及び数量等の必要事項を明記しま	イ 荷物には、物資の内訳及び数量等の必要事項を明記しま
	す。	す。
	ウ 腐敗しやすい生鮮食料品は受け付けないものとします。	ウ 腐敗しやすい生鮮食料品は受け付けないものとします。
	3 人員配置	3 人員配置
	ア 被害規模等状況に応じて、 <u>地域内輸送拠点(</u> 救援物資タ	ア 被害規模等状況に応じて、救援物資ターミナルに物資受
	ーミナル) に物資受付員、連絡員及び仕分員を配置します。	付員、連絡員及び仕分員を配置します。

第1編 地震災害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第7節 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

	Straight Str	
頁	改正後	改正前
地震 4-56	第1 交通の確保 (略)	第 1 交通の確保 (略) 2 交通 の禁止及び制限等
	2 <u>通行</u>の禁止及び制限等(略)	(略)

第1編 地震災害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第8節 警備・救助対策

頁	改正後	改正前
地震 4-60	第2 災害応急対策の実施	第2 災害応急対策の実施
	(略)	(略)
	3 避難指示等	3 避難指示等
	警察官は、災害対策基本法第61条第1項又は警察官職務執行法	警察官等は、災害対策基本法第61条第1項又は警察官職務執
	第4条第1項により、避難指示又は避難の措置を講じます。	行法第4条第1項により、避難指示又は避難の措置を講じます。
	(略)	(略)
地震 4-61	第4 津波対策	第4 津波対策
	(略)	(略)
	2 避難措置	2 避難措置
	警察官は、津波警報等が発表された場合又は津波による浸水が	警察官等は、津波警報等が発表された場合又は津波による浸水
	発生するおそれのある場合もしくは被害の拡大を防止するため、	が発生するおそれのある場合もしくは被害の拡大を防止するた
	特に必要があると認めたときは、直ちに沿岸住民及び海浜利用者	め、特に必要があると認めたときは、直ちに沿岸住民及び海浜利
	等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行います。	用者等に避難の措置を行い、安全かつ効率的な避難誘導を行いま
	また、この場合において、市長からの要請があったときは、避難	す。また、この場合において、市長からの要請があったときは、
	の指示を行います。	避難の指示を行います。

第1編 地震災害対策計画

第5章 復旧·復興対策

第3節 復興対策の実施

頁	改正後	改正前
地震 5-9	第7 生活再建支援	第7 生活再建支援
	1 被災者の経済的再建支援	1 被災者の経済的再建支援
	被災者の生活再建が円滑に進むよう、 <u>被災建築物の応急危険度</u>	被災者の生活再建が円滑に進むよう、被災者生活再建支援金の
	判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など住宅	支給申請や災害弔慰金、災害障害見舞金の支給、災害援護資金の
	に関する各種調査の必要性や実施時期の違いについて被災者に明	貸付け及びり災証明書の交付をはじめとする各種事務執行体制
	確に説明します。	を強化します。
	<u>また、</u> 被災者生活再建支援金の支給申請や災害弔慰金、災害障	また、
	害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け及びり災証明書の交付を	
	はじめとする各種事務執行体制を強化します。	

第1編 地震災害対策計画

第6章 東海地震に関する事前対策

第3節 警戒宣言発令時等対策

頁	改正後	改正前
	第11 市が管理又は運営する施設に関する対策	第11 市が管理又は運営する施設に関する対策
地震 6-18	(略)	(略)
	5 不特定多数の者が出入りする施設等	5 不特定多数の者が出入りする施設等
	(略)	(略)
	(2)個別事項	(2)個別事項
	(略)	(略)

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	イ 動物園等にあっては、飼育動物の逃走防止のため次の措	イ 動物園等にあっては、飼育動物の逃走防止のため次の措
	置を講じます。	置を講じます。
	(ア) 動物舎、外柵、錠等、施設の安全点検	(ア) 動物舎、外柵、錠等、施設の安全点検
	(イ) 捕獲用資材の確認準備	(イ) 捕獲用資材の確認準備
	(ウ) 警察等関係機関へ <u>連絡</u>	(ウ) 警察等関係機関へ 出動要請
地震 6-20	第12 警備対策	第12 警備対策
	(略)	(略)
	2 警戒宣言発令時対策	2 警戒宣言発令時対策
	(略)	(略)
	(1) 情報の収集・伝達	(1)情報の収集・伝達
	東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が <u>発令</u> された場	東海地震に関連する情報の発表及び警戒宣言が 公表 された
	合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴う	場合、その内容を正確かつ迅速に周知するとともに、これに伴
	諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱の	う諸般の情勢を迅速・的確に収集・把握し、民心の安定と混乱
	防止を図るため、次の活動を実施します。	の防止を図るため、次の活動を実施します。
	(略)	(略)
地震 6-23	第15 児童・生徒等保護対策	第15 児童・生徒等保護対策
	東海地震注意情報が発表された場合、学校等は、児童・生徒(以	東海地震注意情報が発表された場合、学校等は、児童・生徒 及
	下「児童等」という。)の生命、身体の安全確保に万全を期する	び園児(以下「児童等」という。)の生命、身体の安全確保に万
	とともに、緊急事態に備え・迅速にして的確に対応できる綿密な	全を期するとともに、緊急事態に備え・迅速にして的確に対応で
	保護対策が講ぜられなければなりません。特に、学校等の長は、	きる綿密な保護対策が講ぜられなければなりません。特に、学校
	児童等の保護について次の事項に十分留意し、具体的な対策計画	等の長は、児童等の保護について次の事項に十分留意し、具体的
	を定めます。	な対策計画を定めます。

第1編 地震災害対策計画

第7章 南海トラフ地震災害に対する対策

第6節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

J	頁	改正後	改正前
地震	隻 7−9	第3 児童・生徒に対する教育	第3 園児・児童・生徒に対する教育
		児童・生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、「第	児童・生徒等、防災上重要な施設管理者等に対する教育は、「第
		1編 第3章 第17節 第2 児童・生徒に対する教育」を準	1編 第3章 第17節 第2 園児・ 児童・生徒に対する教育」
		用します。	を準用します。

第2編 風水害対策計画

第3章 災害応急活動事前対策の充実

第6節 要配慮者に対する対策

717 0	即 安印思行(で)(リカ)水	
頁	改正後	改正前
風水害 3-6	第1 避難誘導及び生活支援体制の整備	第1 避難誘導及び生活支援体制の整備
	(略)	(略)
風水害 3-7	3 生活支援	3 生活支援
	(略)	(略)
	オ 洪水予報河川または水位周知河川の浸水想定区域及び土	オ 洪水予報河川の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内
	砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合に	に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利
	は、当該施設の利用者の円滑 <u>かつ迅速</u> な避難が行われるよ	用者の円滑な 警戒 避難が行われるよう、洪水予報や土砂災
	う、洪水予報や土砂災害に関する情報等の伝達方法を定め	害に関する情報等の伝達方法を定めます。
	ます。 <u>また、当該施設の所有者または管理者に対して、避</u>	
	難確保計画の作成及び避難訓練の実施の必要性を周知する	
	とともに、状況等について定期的に確認するよう努めます。	

第2編 風水害対策計画

第3章 災害応急活動事前対策の充実

第16節 防災知識の普及

頁	改正後	改正前
風水害 3-11	第2 児童・生徒に対する教育	第2 園児・ 児童・生徒に対する教育
	第1編 地震災害対策計画 第3章第17節「第2 児童・生	第1編 地震災害対策計画 第3章第17節「第2 園児・児
	徒に対する教育」を準用します。	童・生徒に対する教育」を準用します。

第2編 風水害対策計画

第4章 災害時の応急活動対策

第1節 災害時情報の収集・伝達と災害対策本部等の設置

頁	改正後	改正前
風水害 4-1	第1 注意報及び警報等の収集・伝達	第1 注意報及び警報等の収集・伝達
	1 注意報及び警報等の受理	1 注意報及び警報等の受理
	(略)	(略)
	(3) 土砂災害警戒情報	(3) 土砂災害警戒情報
	大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度	横浜地方気象台及び県は、大雨警報発表中において、大雨に
	が高まったとき、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や	よる土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒が必要な
	住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定し	場合に、市町村の防災活動や市民の避難行動を支援するため、
	<u>て</u> 、大雨警報の伝達系統に準じて、横浜地方気象台 <u>及び県</u> から	市町村単位の土砂災害警戒情報を発表し、大雨警報の伝達系統
	関係機関へ伝達され <u>る防災情報で</u> す。	に準じて、横浜地方気象台から関係機関へ 情報 伝達され ま す。

第3編 特殊災害対策計画

第1章 火山災害対策

第1節 災害予防

頁	改正後			改正前									
特殊 1-5	第1 火山情報の伝達体制				第1 火山情報の伝達体制								
	1 噴	火警報等	等の発表				1 噴火警報等の発表						
				(略)				(略)					
	(3)	噴火警戒	戈レベル				(3) 噴火警戒レベル						
				(略)							(略)		
	イ箱	根山の噴	貴火警戒 レベ	シレ			1	泊	根山の	責火警戒レー	ベル		
			表箱植	艮山の噴火警戒	えレベル					表箱	艮山の噴火警	戒レベル	
					平成 29	<u>年6月改定</u>	١.						3月運用開始
	予報 警報	対象 範囲	レベル	火山活動の 状況	住民等の行 動	想定される 現象等		予報 警報	対象 範囲	レベル	火山活動の 状況	住民等の行 動	想定される 現象等
			レベル 5 (避難)	(略)	(略)	(略)				レベル 5 (避難)	(略)	(略)	(略)
	噴火警報	居地及そよ火側住域びれり口	レベル 4 (避難準備)	箱住大及がとる高るのに害噴すさ性でのに害噴すさ性である)	警なで備配避要箱いに光にるるが住避害等が、に非の円さが居必と、必地難時等が、に非の円さが居と、と地難要の必、お常観滑せあと要域準要の必、お常観滑せあ住	・の著動居重を火る高る有多な等住大及が可ま。感や強に地なぼ発能っまいまで、はないではないではないではないではない。		噴火警報	居地及そよ火側住域びれり口	レベル 4 (避難準備)	箱住大及がとるがい根地なぼ発予(高るのに害噴すさ能っ	警なるで準時等が必地難災をを が必要域の 等の必要が必要が必要が必要が必要が必要が必要が必要が必要	・有の多数地はは、大学のないでは、大学のでは、大学をできまれば、大学をできまれば、大学をできまれば、大学をできません。

頁	一	改正前
特殊 1-5	地口が会議会 上でいる。 上では、一点の とでいる。 を変え、 をでいる。 を変え、 をでいる。 をでは、 をでいる。 をでは、 をでいる。 をでは、 をでいる。 をでは、 をでいる。 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでいる。 をでは、 をでいる。 をでは、 をでは、 をでは、 をでは、 をでいる。 をでは、 をでいる。 をでは、 をでいる。 をでは、 をでいる。 をでは、 をでいる。 をでい。 をでいる。 をでいな。 をでいな。 をでいる。 をでいる。 をでいる。 をでいな。 をでいな。 をでいな。 をでいな。 をで	中国で
	た 所 (火口周辺 (略) (略) (略) ま で 規制) の 火 口 周	噴 火 火 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大
	辺	注 ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに
		弾道を描いて飛散するものとする。

小田原市地域防災計画改正案 新旧対照表

頁	改正後	改正前
	噴 レベル1 火 火 口 (所) (略) (略) 予 内等 あることに 留意) 注 ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに 弾道を描いて飛散するものとする。	
特殊 1-6	(4)降灰予報 ア 降灰予報 (定時) 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を 及ぼす降灰が予想される場合に、定期的 (3時間ごと) に発表し、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を、18時間先 (3時間区切り) までお知らせする。 イ 降灰予報 (速報) <u>降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の</u> 降灰が予報された場合に、噴火発生後、速やかに (5~10分程度で)発表し、噴火発生から1時間以内の降灰量や小さな噴石の落下範囲をお知らせする。 ウ 降灰予報 (詳細) <u>降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の</u> 降灰が予測された場合に、噴火後20分~30分程度で発表し、噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時間をお知らせする。	(4)降灰予報 ア 降灰予報 (定期) 噴火のおそれがある火山に対して、噴火発生の有無にか かわらず定期的 (3週間ごと)に発表し、降灰範囲や小さ な噴石の落下範囲を、3時間ごと18時間先までお知らせ する。 イ 降灰予報 (速報) 降灰が予報された場合に、噴火発生後、速やかに(5~ 10分程度で)発表し、噴火発生から1時間以内の降灰量 や小さな噴石の落下範囲をお知らせする。 ウ 降灰予報 (詳細) 降灰が予測された場合に、噴火後20分~30分程度で 発表し、噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や 市町村ごとの降灰開始時間をお知らせする。

第3編 特殊災害対策計画

第5章 航空災害対策

第2節 災害時の応急活動計画

頁	改正後	改正前			
特殊 5-3	第3 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動	第3 捜索、救助・救急、消火及び医療救護活動			
	(略)	(略)			
	2 消火活動	2 消火活動			
	(略)	(略)			
	イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定 <u>等</u> に基づき、他自	イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他自			
	治体に消火活動の応援要請を行います。	治体に消火活動の応援要請を行います。			

第3編 特殊災害対策計画

第6章 鉄道災害対策

第2節 災害時の応急活動計画

>14 - 24	的 人名英格兰				
頁	改正後	改正前			
特殊 6-3	第3 救助・救急、消火及び医療救護活動	第3 救助・救急、消火及び医療救護活動			
	(略)	(略)			
	2 消火活動	2 消火活動			
	(略)	(略)			
	ウ 市は、必要に応じて消防相互応援協定 <u>等</u> に基づき、他自	ウ 市は、必要に応じて消防相互応援協定に基づき、他自			
	治体に対して消火活動の応援要請を行います。	治体に対して消火活動の応援要請を行います。			
	エ 発災現場が市外の場合は、発災現場の市町からの要請又	エ 発災現場が市外の場合は、発災現場の市町からの要請			
	は消防相互応援協定 <u>等</u> に基づき、消防機関による応援の実	又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の			
	施に努めます。	実施に努めます。			

第3編 特殊災害対策計画

第8章 放射性物質災害対策

第2節 災害時の応急活動計画

頁	改正後	改正前		
特殊 8-6	第2 活動体制の確立	第2 活動体制の確立		
	(略)	(略)		
	3 県警察の活動体制	3 県警察の活動体制		
	県警察は、放射性物質の漏えいの事故が発生した場合、直ちに	県警察は、放射性物質の漏えいの事故が発生した場合、直ち		
	警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、関係	に警察本部に神奈川県警察災害警備本部を設置するとともに、		
	警察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立します。	必要により、発生地に現地警備本部又は現地指揮所を、 関係警		
		察署に警察署災害警備本部を設置して指揮体制を確立します。		

第3編 特殊災害対策計画

第10章 大規模火災対策

第2節 災害時の応急活動計画

7,72 E				
頁	改正後	改正前		
特殊 10-5	第2 活動体制の確立	第2 活動体制の確立		
	(略)	(略)		
	2 消火活動	2 消火活動		
	ア 市及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握す	ア 市及び自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握		
	るとともに、迅速に消火活動を行います。	するとともに、迅速に消火活動を行います。		
	イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他自	イ 市は、必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他		
	治体に消火活動の応援要請を行います。	自治体に消火活動の応援要請を行います。		
	ウ 被災地が市外の場合は、被災自治体からの要請又は消防	ウ 被災地が市外の場合は、被災自治体からの要請又は消		

頁	改正後	改正前		
	相互応援協定 <u>等</u> に基づき、消防機関による応援の実施に努	防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の実施に		
	めます。	努めます。		

用語集

頁	改正後			改正前		
用語 2	緊急通行車両	災害発生時に <u>災害応急対策に従事する車両として県</u> 公安委員会等で確認を受けた車両をいいます。この車両は <u>緊急交通路を</u> 通行することができます。		緊急通行車両	地震発生時の交通規制により、一般車両の通行は禁止または制限されますが、公安委員会で確認を受けた緊急車両をいいます。この車両は優先して通行することができます。	
用語 7	要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、 <u>防災施策において</u> 特に配慮を要する者をいいます。		要配慮者	高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦など、 災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくく、特に配慮を要する者をいいます。	